

# 市民委員会資料

## 2 請願の審査

(こども本部)

(1) 請願第66号 病児・病後児保育事業の拡大に関する請願

資料 病児・病後児保育事業の推進

市民・こども局こども本部

(平成25年12月12日)

# 病児・病後児保育事業の推進

## 1. 事業目的

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な時に、病院・保育所等において**病気の児童を一時的に保育する**ほか、保育中に**体調不良になった児童への緊急対応**をすることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。(病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型(訪問型))

## 2. 病後児保育の実施状況

本市においては、幸区、高津区、多摩区の3か所で開設

(1)国の病後児デイサービスモデル事業として平成6年度に創設、翌年度に乳幼児健康支援デイサービス事業として一般事業化

**エンゼル多摩：定員12人** 【平成8年2月1日】市内ですべて初めて病後児保育施設を開設  
設置形態：単独施設

(2)「かわさき子ども総合プラン」に基づき、平成16年度までに1か所開設

**エンゼル幸：定員8人** 【平成16年10月1日】  
設置形態：単独施設

(3)『かわさき子ども「夢と未来」プラン』に基づき、平成21年度までに1か所開設

**エンゼル高津：定員8人** 【平成21年6月1日】  
設置形態：保育所併設

(4)『かわさき子ども「夢と未来」プラン(後期計画)』に基づき、平成26年度までに1か所開設  
市中央部の中原区内で検討

※病後児保育とは、医師の指示書により病気の回復期の児童を一時的に保育する事業

## 3. 病児保育への事業転換

本市においては、計画的に病後児保育施設を設置拡充してきたが、かわさき子ども「夢と未来」プラン(後期計画)における4か所目となる病後児保育の計画については、平成23年度に実施した「子育てに関する意識調査」における結果や他都市の整備状況を考慮し、**病児対応施設として整備するものとして庁内調整を進め、平成26年度設置に向け予算化を図った。**

施設規模については、既存の病後児保育施設と同等の12人程度を預かるものとする。

- ・病気の子どもは基本的に保育所では預かることができない。
- ・08年度の内閣府の「子育て女性の意識調査」では**病児保育の充実を望む声は4年前に比べ10.3ポイント増の54.7%**
- ・本市の「子育てに関する意識調査」の結果では、認可保育所利用者の42.2%、認可外保育施設利用者の42.5%が病児・病後児保育の対応を希望している。
- ・女性の社会進出、働き方の変化など、保育需要が増加している。

※「病児保育」の整備は、仕事をしながら安心して子育てができる社会の実現に貢献

※国は病児保育事業を子ども・子育て支援新制度においても推進していく予定

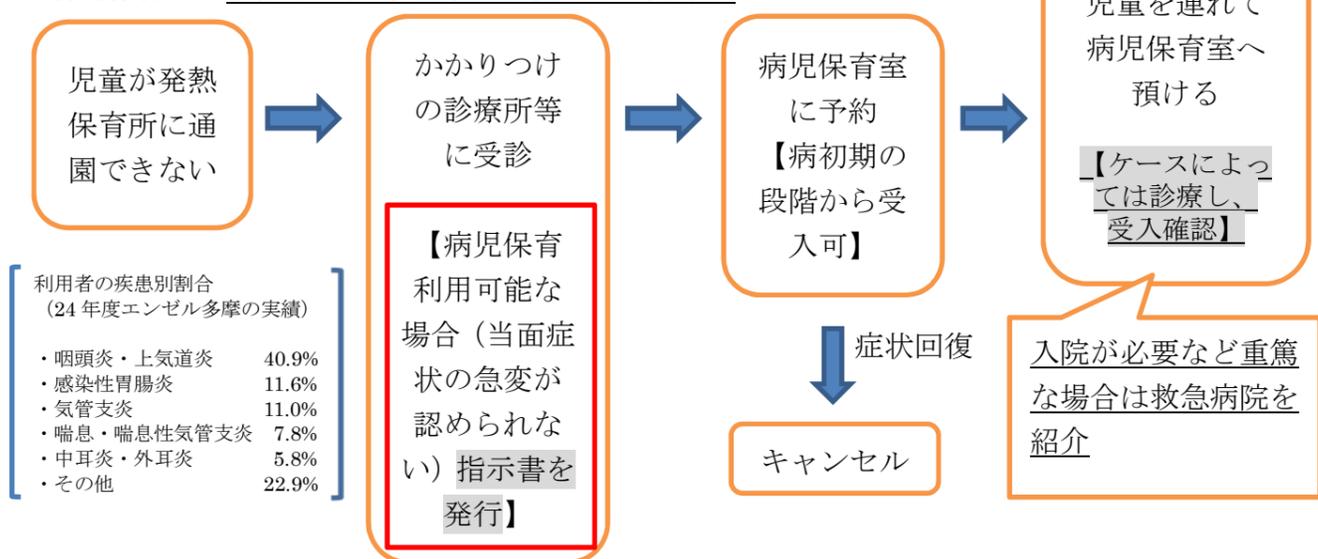
## <主な政令市の状況>

各都市4人程度の小規模な施設が多い。病児対応無しは川崎市と札幌市のみ。

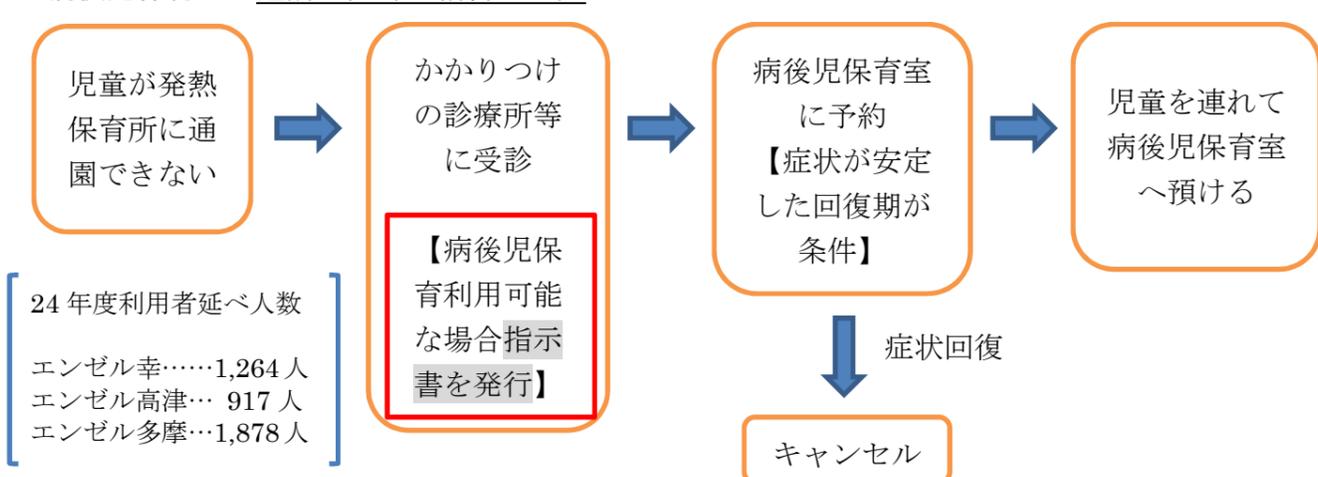
都市名	箇所数	目標	都市名	箇所数	目標
札幌市(10区)	4(4)	病後児のみ、今後検討	京都市(11区)	6	病後児2を病児転換
仙台市(5区)	4	区1か所	神戸市(9区)	12	2か所増
さいたま市(10区)	6	区1か所	広島市(8区)	10	2か所増
千葉市(6区)	8	年1か所、区2か所	北九州市(7区)	9	2か所増
横浜市(18区)	20(4)	区1か所	福岡市(7区)	16(1)	今後検討
相模原市(3区)	2(1)	病児1か所増	※箇所数のカッコ内数字は病後児施設数		

## 4. 事業のイメージ

### <病児保育> 併設する診療所等の常駐医師が見守り



### <病後児保育> 近隣の医師が輪番で巡回



## 5. 病児保育事業の課題と対応

### <病児対応型の定義>

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の病状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで又は専用施設で一時的に保育する事業である。

#### 【課題】

- ・病児保育は、施設併設又は専用施設で実施することが望ましい。
- ・病気の回復期ではないため、急変等に対し迅速な対応が必要
- ・予約制であるが、キャンセルも多く事業の不安定性から、開設への慎重姿勢は強い。

#### 【病後児保育事業の課題】

- ・市内3か所の病後児保育施設への医師の派遣については、園医部会で調整している。
- ・病後児保育から病児保育へ転換の検討も必要

#### 【関連事業の課題】

- ・認可保育所の増加に伴う園医の確保
- ・健康管理委員会の体制強化  
(障害児等の受入の可否、健康相談・指導…)

#### 【対応】

- ・事業協力医師の確保、後方支援としての代替医師の調整、児童急変時の連携病院の確保など、川崎市医師会との連携を図る。
- ・市内診療所における統一的な指示書や金額による市内一律な取り扱いの仕組みづくりが必要である。  
(指示書1件500円の予定)

◎事業の安定性・継続性を担保するため、川崎市と川崎市医師会の連携・協力体制の強化が必要である。

## 6. 病児保育事業の委託契約

川崎市

委託契約

公益社団法人  
川崎市医師会

### <主な事業経費の内訳>

- ・嘱託医報酬
- ・職員人件費（施設長・看護師2・保育士4他若干名）
- ・施設賃借料、その他事業費

### <委託料の算出>

総事業費 - 事業収入（利用者負担金） = 委託料

※委託料の算出の考え方は病後児と同様

#### 【職員配置】

- ・看護師は利用児童おおむね10人につき1人以上
- ・保育士は利用児童おおむね3人につき1人以上

## 7. 病児保育の制度概要（案）

### <利用条件>

- ・市内在住で、お子さんを保育所などに入所させているものの、お子さんが病気やけがで、通常の保育所などでは預かってもらえない場合
- ・実施施設への事前の利用登録が必要

### <利用対象>

- ・麻疹（はしか）や流行目などを除く、病気やけがのお子さん  
(インフルエンザや水疱瘡など伝染性の強い病気は、隔離の部屋で対応)

### <保育時間>

- ・月～金 8:00～18:00

### <利用料金>

- ・日額 2,500円（食事・おやつ代含む。）
- ・被保護世帯・市民税非課税世帯には、減免制度あり。

### <利用方法>

- ・実施施設に電話等で予約をし、**かかりつけ医の指示書（原則）**を持参する。

## 8. 現在までの調整状況とスケジュール

平成24年10月	医師会との調整開始
平成25年7月	開設施設の内定：中原区新城の診療所に併設
12月	整備費補助
平成26年1～3月	施設改修工事・運営に関する準備
4月	運営開始

## 9. 今後の方向性と国の新制度への対応について

### <今後の事業拡充の方向性>

- ・病児・病後児保育施設が未設置の行政区について、病児保育施設の開設に向けた調整協議を川崎市医師会と継続していく。
- ・既存の病後児保育から病児保育への転換について検討する。

### <子ども・子育て支援新制度>

- ・市町村は、子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から5年間）を策定するが、病児・病後児保育事業についても必要量を定める必要がある。
- ・必要量の目安となるニーズ調査は平成25年度内に実施

## 10. 参考（病後児保育事業の過去3年間の実績）

申込みは定員を超えキャンセル待ちも多いが、1日平均利用者数をみるとキャンセルが多いことが分かる。

	エンゼル幸（定員8人）			エンゼル高津（定員8人）			エンゼル多摩（定員12人）		
	22年度	23年度	24年度	22年度	23年度	24年度	22年度	23年度	24年度
登録者数	1,228	1,263	1,337	828	1,246	1,393	1,368	1,370	1,358
年間延べ利用者数	1,178	1,209	1,264	1,033	978	917	1,906	1,865	1,878
1日平均利用者数	4.9	5.0	5.2	4.3	4.0	3.8	7.8	7.6	7.7
実利用率	60.6%	61.9%	64.8%	53.1%	50.1%	47.0%	65.4%	63.7%	64.1%
1日平均申込数	7.6	7.7	8.1	12.2	10.9	11.4	16.9	15.6	15.4